くらしの情報　みしま

２０１２年５月
No.９６

最近寄せられた相談事例を紹介します。

①「架空請求」は、無視しましょう。

事例　女性と子供の人権を守るという団体から、
「あなたは違法わいせつＤＶＤ等の製造販売に関与した。これは法律に違反しているので告発する。告発を取り下げたければ連絡するように。」
という内容の「告発通知」が届く。

アドバイス

一見、金員の請求が無いように見えますが、連絡を取ってしまうと、何らかの名目で請求されるかもしれません。「もしかして、関与したかもしれない。」と思っても、慌てずにご相談ください。
この他にもいろいろな手口の架空請求に関する相談が寄せられています。

②　事業者同士の契約はクーリング・オフ対象外です。

事例　個人で商店を経営している。「駅前広告看板の書き換えをする」と言って訪問して来た業者に言われるままに請求された３０００円を支払ってしまった。納得出来ない。クーリング・オフして返金してもらいたい。

アドバイス

いわゆるクーリング・オフは消費者と事業者との契約が対象です。
この事例はそもそも契約（申込み）していないのですから、支払う必要はありません。
「3年前にも支払ってもらっている」というセールストークや、
既に領収書を用意し、拒否できない状態にされたり、
住居と店舗が一体の場合、家族が立替えて支払ってしまうケースもあるようです。

被害にあわないためには・・・

① 一人で判断しないで家族や友人に相談する
② 不審に思ったら市民相談室に相談・情報提供

◎　国民生活センターから　◎

①　いつの間に？子どもがカード決済でゲームアイテム購入！

事例　パソコンでオンラインゲームをやっていた息子（１５歳）に「ゲームのアイテムを買いたいからクレジットカードの番号を教えて欲しい」と言われた。今回だけと思い、母親の私が直接カード番号を入力して１０００円分購入した。　しかし、後日カード会社から７万円の請求書が届いたので、驚いて息子に聞くと、ゲームを続けるためにその後も何度もアイテムを買い続けていたとの事だった。　息子によると、その都度クレジットカード番号を入力しなくても、ゲームサイトのＩＤとパスワードを入力すれば引き続き買うことができたと言っている。

アドバイス

ネット上のクレジットカード決済は、一度番号を入力すると
登録後は簡単な認証のみで利用できる場合があります。
ネット上のカード決済は慎重に行う必要があります。
ゲームを利用したのは未成年者ですが、カード名義は保護者である成人です。
子供が利用したことを立証することは難しく、未成年者契約の取消が認められるのは困難です。
カードの管理を十分に行っておくことは、言うまでもありません。

②　発火したIHクッキングヒーター用汚れ防止マット

事例　ＩＨクッキングヒーターのトッププレートに汚れ防止マットを置き、
鍋を使用していたところ、マットが発火した。

アドバイス

汚れ防止マットはシリコン製で、IHクッキングヒーターのトッププレートに敷いて使用することで、
トッププレートの焦げ付きや傷を防止できるといった商品です。
・マットを使用するとIHクッキングヒーターの温度検知機能に支障をきたすことあがる。
・マットに汚れが付着しているときに高い出力で空だきをすると発火する場合がある。
・IHクッキングヒーターの取扱説明書ではマットの使用を禁止している。

表示例：市販の電磁調理器カバーを使わない。

IHクッキングヒーターの取扱説明書をよく読み、
正しく利用するよう心がけましょう。

✪ 事故に注意！ ✪

「温水洗浄便座は電気製品です」

～多くの利用者が電気製品としての取扱い、寿命を意識していません～

① 故障したまま使わないでください。
　　！異常に気づいたら、電源プラグを抜き、
　　止水栓を閉めて使用を中止してください。
　　！火災や感電の原因になります。
② 定期的な点検をおすすめします。
　　！定期的な点検（有料）をおすすめします。
　　！長期間（１０年以上）ご使用の温水洗浄便座は買い替えをご検討ください。
③ 便座に長時間皮膚が触れていると、低温やけどの原因になります。
　　！お子様や特に高齢者や介護が必要な方などのご使用にはご注意下さい。
④ 温水洗浄便座補修用部品の保有年数　は　製造終了後６年です。
　　（各メーカーにより異なることもあります）

✪ 平成24年度 第1回 消費生活講座 ✪

テーマ　「知って得するお金の話」～老後に向けた生活設計の知恵～
　　講師　大石　美津子　氏　　県金融広報アドバザー
　　ファイナンシャルプランナー

日　時　平成２４年６月１２日（火）　１３時３０分～１５時００分
場　所　生涯学習センター　３階　講義室

✤ 老後の生活資金はどのくらい必要なのか？
✤ 金融商品とのつきあい方は？
✤ 誰もが持つ老後資金の不安を解消しませんか！

✤　申し込み･問い合わせ　✤
三島市市民相談室
６月８日（金）までに
TEL 055-983-2621 へ
定　員　８０名（先着順）

クーリング･オフ制度をご存じですか

訪問販売等で契約（申込み）をした後に、その契約を取りやめたい場合、契約書（申込書面）を受け取った日から８日以内に書面で申し出れば無条件で契約の解除（申込みの撤回）ができる制度。なお、店舗購入や通信販売は対象外です。

クーリング･オフの方法

会社の代表者あてに書面で発信する必要があります。また、支払いがクレジットの場合は信販会社あてにも同じ通知を出しましょう。発信の証拠を残すため簡易書留で送付します。

「自筆で書くこと」

ハガキの場合（簡易書留で）

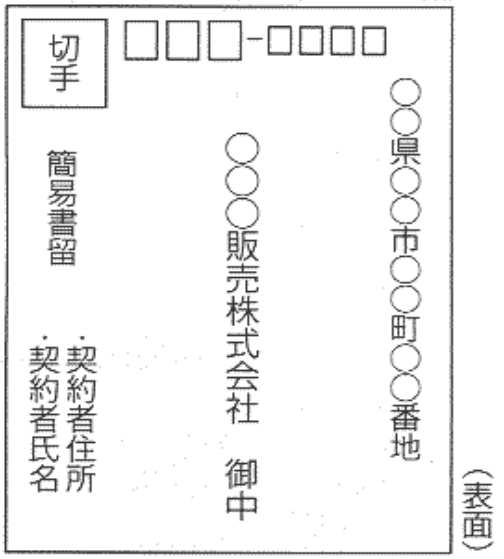

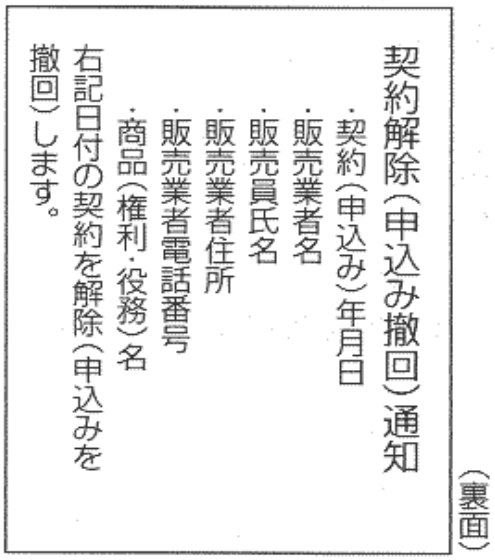

被害に遭わないための心得

♪～　いらないものはきっぱり断る　～♪

♪～　契約する前に家族・知人に相談する　～♪

♪～　玄関に入れず、名前と用件を確認する　～♪

不安やお気づきの点がありましたらご相談下さい

相談は月曜日から金曜日・・・・午前９時から午後５時までです